

欧州特許庁（EPO）審判部、2024年1月より審判手続規則を改正

2023年12月14日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）審判部は、2023年12月13日、審判手続規則（RPBA）の①第13条(2)、②第15条(1)、③第15条(9)(b)を改正し、当該改正が2024年1月1日より発効する旨、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースでは、最も重要な改正点は、RPBA第15条(1)の改正である旨が述べられている。また、当初予定されていたRPBA第12条(1)(c)の改正（答弁書提出の期間を現在の4月から2月に短縮する）は、当面の間見送る旨が述べられている。

主な改正内容は以下のとおり。

① RPBA第13条(2)

従来、審判部により指定された期間満了後又は口頭手続への召喚の通知後に提出された審判請求の補正は、原則考慮されないとしていたところ、本改正により、審判部により指定された期間満了後又はRPBA第15条(1)に基づく通知（審判部が決定を下すのに特に重要と考えられる事項を知らせる通知）後に提出された審判請求の補正は、原則考慮されないとされた。

② RPBA第15条(1)

従来、当事者系審判手続の場合に、RPBA規則第12条(1)(c)に基づく答弁書を（被請求人から）審判合議体を受領してから少なくとも2月経過後に審判合議体が口頭手続への召喚を通知するとされていたところ、本改正により、RPBA規則第12条(1)(c)に基づく答弁書を（被請求人から）審判合議体を受領してから少なくとも1月経過後に通知（RPBA第15条(1)に基づく通知（審判部が決定を下すのに特に重要と考えられる事項を知らせる通知））するとされた。

③ RPBA第15条(9)(b)

RPBA第15条(9)(a)と整合させる改正がなされた。

2023年6月に公表され、意見募集を行った当初のRPBA改正案では、審理期間の短縮を図るため、RPBA第12条(1)(c)の改正（答弁書提出の期間を現在の4月から2月に短縮する）が含まれていたが、審判部での適時性へ与える影響に対して、答弁書を提出する当事者にとっての負担が増大するとして、反対の声が大きかったこともあり、当面の間見送られることになったと考えられる。

- EPO 審判部のニュースリリースは、以下参照 —
[Amended Articles 13\(2\), 15\(1\) and 15\(9\)\(b\) of the Rules of Procedure of the Boards of Appeal \(RPBA\) enter into force on 1 January 2024](#)

- EPO の審判手続規則改正案についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
 - [欧州特許庁 \(EPO\) 審判部、答弁書提出期間短縮に係る手続規則改定案の意見募集を開始 \(2023 年 6 月 20 日\) \(PDF\)](#)

(以上)